

ご契約いただく保険の内容

賠償ユニット

賠償ユニットでお支払いするすべての保険金を合算して、ご契約期間(保険期間)を通じて、保険証券の賠償責任等保険金額欄に記載の金額を限度にお支払いします。

保険金をお支払いする場合

日本国内で発生した記名被保険者(保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。以下同じです。)の業務上の偶然な事故に起因して、ご契約期間(保険期間)中に発生した他人の身体の障害(注1)もしくは財物の損壊(注2)について、または記名被保険者の業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害(注6)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

なお、記名被保険者が共同施工方式で行う共同企業体(JV)の構成員となる場合は、工事完了後に発生した他人の身体の障害または財物の損壊(製造物・完成作業危険(注4))にかぎり、保険金をお支払いします。ただし、記名被保険者が共同企業体に出資した割合を共同企業体が被る損害の額に乗じた額が限度となります。

お支払いする保険金の種類と内容

保険金の種類(注7)	内 容	自己負担額適用有無																
① 損害賠償金 W ワイドプラン E エコノミープラン	損害賠償請求権者(被害者)に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。損害の種類により、それぞれ保険証券の賠償責任等保険金額欄に記載されたご契約金額(保険金額)の限度内(内枠)で個別のお支払限度額が設定されています。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">損害の種類</th> <th>お支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">身体の障害</td> <td rowspan="3">ご契約期間(保険期間)を通じて保険証券の賠償責任等保険金額欄に記載の金額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人格権侵害*</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財物の損壊</td> <td>財物の滅失、損傷または汚損およびその使用不能</td> </tr> <tr> <td>滅失、損傷または汚損のない財物の使用不能*</td> <td rowspan="2">1事故につき100万円、ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円</td> </tr> <tr> <td>製造物自体・作業の結果自体の財物の損壊*</td> </tr> <tr> <td>受託物</td> <td>滅失、損傷、汚損、紛失、盗取、詐取 使用不能*</td> <td>ご契約期間(保険期間)を通じて100万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ E エコノミープラン の場合は、お支払いの対象となりません。	損害の種類		お支払限度額	身体の障害		ご契約期間(保険期間)を通じて保険証券の賠償責任等保険金額欄に記載の金額	人格権侵害*		財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損およびその使用不能	滅失、損傷または汚損のない財物の使用不能*	1事故につき100万円、ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円	製造物自体・作業の結果自体の財物の損壊*	受託物	滅失、損傷、汚損、紛失、盗取、詐取 使用不能*	ご契約期間(保険期間)を通じて100万円	あり
損害の種類		お支払限度額																
身体の障害		ご契約期間(保険期間)を通じて保険証券の賠償責任等保険金額欄に記載の金額																
人格権侵害*																		
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損およびその使用不能																	
	滅失、損傷または汚損のない財物の使用不能*	1事故につき100万円、ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円																
	製造物自体・作業の結果自体の財物の損壊*																	
受託物	滅失、損傷、汚損、紛失、盗取、詐取 使用不能*	ご契約期間(保険期間)を通じて100万円																
② 損害防止費用 W ワイドプラン E エコノミープラン	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用(回収費用や石油拡散防止費用は除きます。)のうち必要または有益であった費用です。	あり																
③ 権利保全費用 W ワイドプラン E エコノミープラン	第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出した費用です。	あり																
④ 初期対応費用 W ワイドプラン E エコノミープラン	事故が発生した場合に、初期対応のために支出した費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)です。ご契約期間(保険期間)を通じて500万円を限度とします。ただし、事故原因調査費用は1回の事故につき30万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の承認が必要です。	なし																
⑤ 対人見舞費用 対物臨時費用 W ワイドプラン	対人事故(人格権侵害を除きます。)が発生した場合に、慣習として支出した見舞金、見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用です。被害者1名(被害者が法人の場合は1法人)について、ご契約期間(保険期間)を通じてそれぞれ一律に2万円をお支払いします。ただし、被害者が身体の障害の直接の結果として、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合は一律に10万円(既に2万円を支払っている場合は、8万円)をお支払いします。なお、これらの費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。	なし																
⑥ 争訟費用 W ワイドプラン E エコノミープラン	損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用または弁護士費用などです。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。	なし																
⑦ 争訟対応費用 W ワイドプラン E エコノミープラン	損害賠償責任の解決のために支出した意見書または鑑定書作成のために必要な費用、超過勤務手当(通常支払われるべき金額を除きます。)などです。ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。	なし																
⑧ 協力費用 W ワイドプラン E エコノミープラン	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて被保険者がこれに協力するために要する費用のうち、直接支出した費用です。	なし																
⑨ 第三者医療費用 W ワイドプラン	業務の遂行による事故または所有もしくは賃借する施設もしくはその施設に隣接する道路上での事故により第三者(記名被保険者およびその下請負人の役員および従業員は含まれません。)が被った身体の障害に関し、損害賠償責任の有無にかかわらず支出する医療費用または葬祭費用です。被害者1名について、ご契約期間(保険期間)を通じて50万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の同意が必要です。 【ご注意】 第三者医療費用に対する保険金をお支払いした後に、法律上の損害賠償責任を負担された場合は、既にお支払いした第三者医療費用に対する保険金は「①損害賠償金」に充当されます。	なし																
+ オプション 使用者賠償責任補償 特約セットの場合 W ワイドプラン E エコノミープラン	記名被保険者およびその下請負人の従業員が業務中の事故により被った身体の障害について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、上記①から④および⑥から⑧までの保険金をお支払いします。ご契約期間(保険期間)を通じて、保険証券の賠償責任等保険金額欄に記載の金額(④および⑦についてはそれぞれの限度額)を限度とします。ただし、政府労災により給付される金額、自動車損害賠償保障法に基づく責任保険(自賠責保険)などまたは自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額やこの保険の傷害ユニットの傷害等補償条項により支払われる保険金の超過額について、保険金をお支払いします。なお、「①損害賠償金」については、政府労災により給付が決定された場合に限りお支払いします。	なし																

(注1) 身体の障害: 人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。(以下同じです。)

(注2) 財物の損壊: 施設・業務遂行危険(注3)および製造物・完成作業危険(注4)については、有体物の滅失、損傷もしくは汚損または有体物が使用できないことによる被害(以下「使用不能」といいます。)をいいます。受託物危険(注5)については紛失、盗取および詐取も含みます。(以下同じです。)

(注3) 施設・業務遂行危険: 記名被保険者の業務の遂行および記名被保険者が所有、使用または管理する施設に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。ただし、製造物・完成作業危険および受託物危険に起因する損害を除きます。

(注4) 製造物・完成作業危険: 記名被保険者が所有または賃借する施設外で発生し、かつ記名被保険者の製造物または作業の結果(工事の引渡後など)に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。ただし、次の①または②に掲げるものに起因する身体の障害および財物の損壊を除きます。
 ①事故発生時に物理的に記名被保険者が占有している製造物 ②完成または放棄されていない記名被保険者の作業など

(注5) 受託物危険: 被保険者が占有、使用または管理する次の①から④までに掲げる他人の財物に発生した損壊をいいます。
 ①被保険者が借用(所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。)または保管している財物
 ②記名被保険者が販売または作業を加えることを目的として被保険者の施設内にある財物
 ③記名被保険者によって行われる作業に使用されるまたは使用された材料、部品、装置または設備
 ④作業の対象物のうち、まさに作業を行っている最小単位部分(ただし、設備工事または既設建物の改修、改築もしくは増設工事の場合は除きます。)

(注6) 人格権侵害: 次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害以外のものをいいます。
 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害
【ご注意】 個人情報が漏洩したことは、人格権侵害に含まれません。(別途専用商品をご用意しております。詳しくは取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。)

(注7) ②から⑧までについては、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。⑨については、損害賠償責任の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

〈共通事由(人格権侵害・第三者医療費用・使用者賠償責任を除きます。〉

- (1) ご契約者または被保険者の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱
- (3) 放射線照射または放射能汚染
- (4) 環境汚染。ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合はお支払いの対象となります。
- (5) 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- (6) アスベスト(石綿)もしくはアスベスト(石綿)を含む製品またはアスベスト(石綿)の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性による事故
- (7) 日本国外で発生した事故
- (8) 記名被保険者が共同施工方式で行う共同企業体の構成員となる場合において、その共同企業体が行う工事に起因する事故。ただし、製造物・完成作業危険についてはお支払いの対象となります。
- (9) 約定または合意によって加重された損害賠償責任
- (10) 被保険者が、その父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する損害賠償責任
- (11) 記名被保険者の業務上の事故により役員、従業員などが被った身体の障害(労災事故)に対して負担する損害賠償責任

【ご注意】オプションの「使用者賠償責任補償特約」をセットいただくことにより従業員などの身体の障害についてはお支払いの対象となります。

- (12) 記名被保険者の所有物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- (13) 記名被保険者の下請負人の役員または従業員がその下請負人の所有物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任

など

〈施設・業務遂行危険に関する固有事由〉

- (1) 航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。以下同じです。)、または銃器の所有、使用または管理に起因する事故。ただし、次の①または②の場合はお支払いの対象となります。

①貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故

②工事現場内にある建設用工作車の所有、使用または管理に起因する事故。なお、建設用工作車にはダンプカーを含みません。

- (2) 船舶の所有、使用または管理に起因する事故。ただし、次の①から⑤までに掲げるいずれかの場合はお支払いの対象となります。

①貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故

②工事に使用されている間の船舶に起因する事故

③施設に接岸中の船舶に起因する事故

④工事現場内にある間の船舶に起因する事故

⑤船長が8m未満であって、有料で人および物の運搬に使用しない船舶に起因する事故

- (3) 塵埃または騒音に起因する事故

- (4) 基礎工事、地下工事または土地の掘削工事に起因する次の①から③までの財物の損壊

①土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、収容物、付属物、植物、土地の財物の損壊

②土地の軟弱化、土砂の流出、流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物または土地の財物の損壊

③地下水の増減に起因する財物の損壊

- (5) 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊

- (6) 石油拡散防止費用に対して負担する損害賠償責任

- (7) 滅失、損傷または汚損の発生していない財物の使用不能に対して負担する損害賠償責任
- 【ご注意】ワイドプランの場合、急激かつ偶然な事故の場合にかぎり、お支払いの対象となります。ただし、この場合でも、約定または合意に基づく債務の不履行(履行遅滞を含みます。)によるものに対しては、お支払いの対象となりません。

など

〈製造物・完成作業危険に関する固有事由〉

- (1) 故意または重過失により、法令に違反して製造、販売もしくは提供した記名被保険者の製造物または法令に違反して行った記名被保険者の作業の結果に起因する事故

- (2) 設計または表示の不完全により、記名被保険者の製造物または作業の結果(以下これらを「製造物等」といいます。)が意図する効能または性能を發揮できなかったことに起因する事故

- (3) 製造物等自体の財物の損壊

【ご注意】ワイドプランの場合、次の①および②の条件をいずれも満たす場合はお支払いの対象となります。

①製造物等が意図された用途に使用された後に、急激かつ偶然にその製造物等に発生した滅失、損傷または汚損であること。

②製造物等自体の財物の損壊により、身体の障害や製造物等以外の財物の滅失、損傷または汚損を発生させたこと。

- (4) 回収措置を講じるために要した費用に対して負担する損害賠償責任

- (5) 滅失、損傷または汚損の発生していない財物の使用不能に対して負担する損害賠償責任

【ご注意】ワイドプランの場合、製造物等が意図された用途に使用された後に、製造物等に急激かつ偶然に滅失、損傷または汚損が発生した場合は、お支払いの対象となります。ただし、この場合でも、次の①または②のいずれかによるものに対しては、お支払いの対象となりません。

①製造物等の滅失、損傷または汚損に該当しない不具合などによるもの

②約定または合意に基づく債務の不履行(履行遅滞を含みます。)によるもの

など

〈受託物危険に関する固有事由〉

- (1) ご契約者、被保険者または被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取

- (2) 被保険者、被保険者の代理人または被保険者の同居の親族が所有または私用する受託物に発生した財物の損壊

- (3) 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する受託物に発生した財物の損壊

- (4) 受託物の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、黴、腐敗、変質、変色、錆、汗濡れその他類似の事由または鼠食いもしくは虫食いに起因して受託物に発生した財物の損壊

- (5) 原因がいかなるものであるかにかかわらず、自然発火または自然爆発に起因して受託物に発生した財物の損壊

- (6) 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などに起因して受託物に発生した財物の損壊

- (7) 被保険者が、委託者の承諾なく受託物を使用し、または第三者に保管させている間に受託物に発生した財物の損壊

- (8) 受託物である自動車の加工ミス、修理ミス、仕上不良などによりその自動車に発生した財物の損壊。ただし、これらによって火災または爆発が発生した場合はお支払いの対象となります。

- (9) 受託物である自動車または車両の無資格運転または酒酔い運転中にその自動車または車両に発生した財物の損壊
- (10) リース・レンタル用品以外の賃借物(借用した不動産などに発生した財物の損壊

- (11) 受託物のうち、作業に使用されるまたは使用された材料、部品、装置、設備に発生した財物の損壊

【ご注意】「工事物ユニット」をセットいただいた場合は、支給資材などは工事物ユニットの補償対象物に含まれます。

- (12) 滅失、損傷または汚損のない受託物の使用不能に対して負担する損害賠償責任

【ご注意】E コンプラシの場合は、滅失、損傷または汚損の有無にかかわらず使用不能はお支払いの対象となりません。

など

〈人格権侵害に関する事由〉

- (1) 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)

- (2) 採用、雇用または解雇に関する不当な行為

- (3) 不実であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当な行為

- (4) 広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者による行為

など

〈第三者医療費用に関する事由〉

- (1) 〈共通事由(第三者医療費用・使用者賠償責任を除きます。)〉の(1)から(8)までの事由

- (2) 〈施設・業務遂行危険に関する固有事由〉の(1)から(3)までの事由

- (3) 医療費用または葬祭費用を受け取るべき者の故意

- (4) 記名被保険者が所有または賃借する施設を通常占有している者またはその従業員の身体の障害

- (5) 運動競技に参加している者が被った身体の障害

など

〈使用者賠償責任に関する事由〉

- (1) 〈共通事由(第三者医療費用・使用者賠償責任を除きます。)〉の(1)から(3)までおよび(6)から(10)までの事由

- (2) 風土病

- (3) 政府労災などによって給付を行った保険者が費用の徴収をすることによる損害

- (4) 政府労災による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償責任

など

●他の保険契約などがある場合の保険金のお支払いについて

賠償ユニットと補償内容が重複する他の保険契約など(貴社の下請負工事の場合における元請負業者が付保している保険契約など)がある場合には、この保険契約から優先して保険金をお支払いします。ただし、次の①および②の場合には、他の保険契約などで支払われるべき保険金の額を超過する額に対してのみ保険金をお支払いします。

- ①工事現場内にある間の建設用工作車の所有、使用または管理に起因する損害については、その建設用工作車を対象として契約されるべきもしくは契約されている自賠責保険など(自賠責共済を含みます。)または契約されている自動車保険など(自動車共済を含みます。)により支払われるべき保険金の額を超過する額に対して、この保険契約で保険金をお支払いします。

- ②受託物のうちリース・レンタル品に生じた財物の損壊に対して損害賠償責任を負担されることにより被る損害については、そのリース・レンタル品を対象として契約されている動産総合保険などにより支払われるべき保険金の額を超過する額に対して、この保険契約で保険金をお支払いします。

傷害ユニット

(保険証券の保険金額欄に金額が表示された保険金の種類がお支払いの対象となります。)

保険金をお支払いする場合

日本国内で補償対象者(注1)が記名被保険者の業務に従事している間(注2)に偶然な事故によりケガ(注3)をされたり、業務上の症状(注4)を被られた場合(以下、ケガおよび業務上の症状を「ケガなど」といいます。)に、次の(1)または(2)を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (1)記名被保険者が災害補償規程などに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金(注5)
 (2)葬儀費用、香典、救済者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

お支払いする保険金の種類と内容(注6)

保険金の種類	内容
①死亡補償保険金	ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。(既に「②後遺障害補償保険金」をお支払いしていた場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。)
②後遺障害補償保険金	ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された(以下「後遺障害」といいます。)場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額に後遺障害等級(注7)に応じた割合を乗じた額を限度にお支払いします。(注8)
③入院補償保険金	平常の業務に従事すること、または平常な生活ができなくなり、かつ入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の入院に対し、1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	入院補償保険金をお支払いする場合で、そのケガなどの治療のためにケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、その手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍を限度にお支払いします。ただし、1回の事故によるケガなどについて1回の手術に限ります。
⑤通院補償保険金	医師の治療を受けた場合、平常の業務に従事すること、または平常な生活ができる程度に治った日までの通院日数(往診を含みます。)に対して90日を限度として1日につき通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。 【ご注意】 次のような通院は、平常の業務に従事すること、または平常な生活に支障がある通院ではないため、すべて通院補償保険金のお支払いの対象となりません。 ●回復程度を確認するための通院 ●薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガなどの治療行為を伴わない通院 ●ケガなどが治った後または医師によるケガなどの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院
⑥臨時費用保険金	ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害が生じた場合に、記名被保険者が支出した葬儀費用、香典、救済者費用、代替者の求人に関する費用など(以下「臨時費用」といいます。)に対して臨時費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、補償対象者やその遺族に対して支払う臨時費用は臨時費用保険金額または100万円のいずれか低い額が限度となります。なお、保険金をお支払いする臨時費用はケガなどをされた日(亡くなられた場合は亡くなられた日)からその日を含めて180日以内に記名被保険者が支出した臨時費用に限ります。 【ご注意】 業務外でのケガや病気が原因の場合における「お支払いする場合」および「限度額」は(注1)をご覧ください。

(注1) 補償対象者およびお支払いの対象となる範囲は下表のとおりです。

補償対象者	ケガ(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。)				業務上の症状(注4)		その他(左記以外)	
	業務中(*1)		業務外		業務中(*1)			
	補償保険金	臨時費用保険金	補償保険金	臨時費用保険金	補償保険金	臨時費用保険金	補償保険金	臨時費用保険金
記名被保険者の役員・個人事業主	○	○	○	○	○	○	×	○(*5)
記名被保険者の家族従事者(*2)	○	○	○	○(*4)	○	○	×	○(*5)
記名被保険者の従業員(*3)	○	○	×	○(*5)	○	○	×	○(*5)
記名被保険者の下請負人の役員・個人事業主・家族従事者(*2)・従業員(*3)	○(*6)	○(*6)	×	×	○(*6)	○(*6)	×	×

○: **W**ワイドプラン、**E**エコミープラン いずれでも対象 ○: **W**ワイドプラン の場合のみ対象 ×: **W**ワイドプラン、**E**エコミープラン いずれでも対象外
 (*1) 出退勤途上を含みます。(*2) 「家族従事者」とは、個人事業主と同居する親族のうち、個人事業主との間に使用従属関係がある方で、賃金の支払いを受ける方をいいます。
 (*3) 「従業員」に家族従事者(*2)および派遣社員は含まれません。(*4) **E**エコミープラン の場合は亡くなられた場合のみ対象となります。(10万円限度)
 (*5) 亡くなられた場合のみ対象となります。(10万円限度) (*6) 記名被保険者から請け負った業務中の事故のみ対象となります。

(注2) 出退勤途上を含みます(ご契約内容によって業務外の事故により被る損害も一部お支払いの対象となります。詳細は(注1)をご覧ください。)。ただし、補償対象者が下請負人およびその役員、従業員ならびに家族従事者の場合は記名被保険者から請け負った業務に従事中に限ります。

(注3) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。以下同じです。

(注4) 次のa)からc)までの要件をすべて満たす症状に限ります。以下同じです。

a) 偶然かつ外来によるもの b) 労働環境に起因するもの c) その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

具体的には、熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。(振動症候群、腱鞘炎、塵肺症、かぜ症候群などは該当しません。)

(注5) 名称を問わず、災害補償規程などにより記名被保険者が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。なお、この保険によりお支払いする保険金の額は、ご契約金額(保険金額)または災害補償規程などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。また、傷害ユニットと補償内容が重複する他の保険契約など*がある場合には、この保険契約でお支払いすべき保険金の額をお支払いします。なお、他の保険契約など*から既に保険金が支払われている場合には、この保険契約でお支払いすべき保険金の額から既に支払われた保険金の額を差し引いて保険金をお支払いします。ただし、この保険契約でお支払いすべき保険金の額は、他の保険契約など*から支払われる保険金の額と合算して災害補償規程などに定める補償金の額が限度となります。したがって、ご契約金額(保険金額)は災害補償規程などの範囲内で設定してください。

*労働災害総合保険、記名被保険者を保険金受取人とする傷害保険、生命保険、共済契約などをいいます。

(注6) ケガなどをされた時に、既に存在していたケガなどや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガなどをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガなどや病気の影響によって、ケガなどの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注7) 後遺障害等級の認定は、この保険契約に基づき独自に行います。

(注8) **E**エコミープラン でご契約いただいた場合は、第1級から第7級に該当する後遺障害が生じたとき、または1回の事故で第8級に該当する後遺障害が2種以上生じたときにかぎり、その程度に応じて後遺障害等級に応じた割合を乗じた額を限度にお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

〈補償保険金および臨時費用保険金に関する共通事由〉

- | | |
|---|--|
| (1) ご契約者または被保険者の故意 | (8) アスベスト(石綿)もしくはアスベスト(石綿)を含む製品またはアスベスト(石綿)の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性 |
| (2) 補償対象者の故意または重大な過失 | (9) 補償対象者が山岳登山(ピッケルなどの登山道具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガなど |
| (3) 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 | (10) 補償対象者が自動車などの乗用車で競技、競争、興行、試運転をしている間のケガなど |
| (4) 補償対象者の無免許運転または酒酔い運転中のケガなど | |
| (5) 補償対象者に対する刑の執行 | |
| (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱 | |
| (7) 放射線照射または放射能汚染 | |

※地震、噴火、津波によるケガは補償されます。

〈補償保険金に関する固有事由〉

- | | |
|--|--|
| (1) 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失 | |
| (2) 補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)
または心神喪失 | |
| (3) 補償対象者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 | |
| (4) むちうち症、腰痛その他の症状でそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの | |

など

保険金をお支払いする場合

日本国内における右の(1)から(3)までの場所において発生した不測かつ突発的な事故により、補償対象物に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

- (1)対象工事の工事現場
 (2)工事現場から離れて設置される対象工事専用の工事用仮設建物または資材置場もしくは倉庫
 (3)(1)や(2)の場所へ輸送をするため陸上輸送用具へ積み込みを開始した時から、陸上輸送用具から荷卸しが完了するまでの陸上輸送中(陸上輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。)

〈補償対象物〉

- 対象工事における工事の目的物(注1) ●対象工事における工事の目的物(注1)に付随する足場工、型枠工、土留工その他仮工事の目的物 ●工事用材料
- 仮設される電気配線、配管、照明設備などの工事用仮設備 ●工事用仮設材(仮工事の目的物の一部を構成する資材)
- 仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(従業員の私物は含みません。)

(注1) 新たに建築、設置、取付け、交換などを行う「物」そのものとして、請負契約上、完成後に引渡または販売目的で施工する工事物件をいいます。したがって、設置作業に伴い、既存建物の一部(壁、床、天井など)にも作業を加えるとしても、その壁、床、天井などは「対象工事における工事の目的物」には含まれません。また、引渡しが完了または販売した工事物件は「対象工事における工事の目的物」ではなくなります。

〈工事用仮設備・工事用機械器具補償特約をセットいただいた場合に補償対象物となるもの〉

- 工事用の発電器、バッチャープラントなどの据付型機械設備 ●建設用工作車(登録、車両番号の指定などを受けているものは含まれません。)
- 建設機械、測量機器などの工事用機械器具およびそれらの部品(金槌、鋸、金型などは含まれません。)

〈補償対象物とならないもの〉

- 航空機、船舶、自動車など ●設計図書、証書、帳簿、通貨など

お支払いする保険金の種類と内容

保険金の種類	内 容	自己負担額適用有無
損害保険金 (①から④までを合算した額から自己負担額を控除した額を損害保険金とします。)	<p>①補償対象物の復旧費用 事故により補償対象物に損害が生じた場合、損害発生直前の状態に復旧するのに直接必要な費用および修理に必要な点検または検査の費用をお支払いします。残存物がある場合にはその価額を控除します。</p> <p>②補償対象物以外の物の復旧費用 補償対象物に生じた損害を復旧するために補償対象物以外の物を取りこわした場合、その物を取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用を損害保険金の額に含めてお支払いします。1回の事故について300万円を限度とします。</p> <p>③特別費用 補償対象物に損害が生じた場合、補償対象物の復旧のために必要な残業、休日勤務および夜間勤務による割増賃金などを損害保険金の額に含めてお支払いします。1回の事故について「①補償対象物の復旧費用」の20%または100万円のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>④損害防止費用 事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益である費用を損害保険金の額に含めてお支払いします。1回の事故について500万円を限度とします。</p>	あり
⑤残存物取片づけ費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた補償対象物の残存物を取り片づけるために必要な費用(解体費用、取りこわし費用など)に対して、お支払いする損害保険金の10%相当額を限度にお支払いします。	なし
⑥臨時費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金の20%相当額を1回の事故について500万円を限度にお支払いします。	なし
⊕ オプション 工事用仮設備・工事用機械器具補償特約	事故により工事用の仮設備や建設用工作車(注2)などに損害が生じた場合、上記①から⑥までの保険金をご契約期間(保険期間)を通じて500万円を限度としてお支払いします。なお、「①補償対象物の復旧費用」については、損害が生じた補償対象物の時価により定めます。 (注2) 道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定または市町村長もしくは都知事交付の標識(臨時運行許可証および臨時運転番号標を除きます。)を受けているものは対象となりません。	あり

保険金をお支払いできない主な場合

〈共通事由〉

- ご契約者、被保険者または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反
- 養生の不備による風、雨、雪、雹または砂塵の吹き込み
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 国または公共機関による公権力の行使
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 放射線照射または放射能汚染
- 損害発生後30日以内を知る事ができなかった盗難
- 残材調査の際に発見された紛失または不足
- 補償対象物の性質、瑕疵、自然の消耗、劣化
- プログラム、データなどの記録情報に生じた損害
- 鋼矢板、杭、H型鋼などの打込みまたは引抜きの際に発生した曲損、破損または引抜き不能
- リースまたはレンタルされた補償対象物に生じた損害
- 温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害およびコンクリート部分の強度不足の損害
- 荷造りの欠陥に起因する陸上輸送中の事故
- 陸上輸送中の補償対象物が通常の輸送過程を逸脱した間に発生した損害
- 補償対象物の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去する費用
- 湧水(土砂水を含みます。)の止水または排水費用
- 除雪費用または仮修理費
- 工事内容の変更または改良による増加費用
- 補償対象物の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
- 掘削工事に伴う余掘り、肌落ち
- 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事費用
- 浚渫部分に生じた埋没または隆起

- 捨石、被覆石、消波ブロックなどの洗掘、沈下または移動による損害
- 調整池、排水溝、暗渠などに流入した土砂、水、岩石などを除去する費用
- 鋼矢板、杭、H型鋼などの継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土費用、排水費用、清掃費用、流入防止費用
- 基礎、支持地盤などの支持力不足により沈下した補償対象物の位置の矯正に要する費用
- コンクリート部分のひび割れ
- 土捨場、土取場での土砂崩壊による損害
- 切土もしくは盛土の法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食
- 芝、樹木など植物に発生した損害
- 工事現場に設置された排水設備の故障によって生じた損害
- 舗装工事における仕上げ表面の波状変形、剥がれもしくはひび割れ
- シールド工事または推進工事などにおける次の①から③までの損害または費用
 - シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
 - シールド機械または推進管の推進不能の損害
 - 推進中の推進管の刃口について生じた損害
- 河川工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事用材料または工事用仮設材について生じた損害および仮締切の越流による損害
- 港湾工事、海岸工事などにおける海水のたまりを除去する費用
- ケーソン工事などにおける次の①から④までの損害または費用
 - ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
 - ケーソンのひずみの矯正に要する費用
 - ケーソンの沈設不能の損害
 - 沈設中のケーソンの刃口について生じた損害
- トンネル工事などにおける支保工建込み後に土圧によって支保工などに生じた損害

など

〈E コノミープラ〉 契約に関する固有事由)

- 橋梁工事、ダム工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事用材料もしくは工事用仮設材について生じた損害または仮締切の越流による損害
- 工事現場に仮置きした土砂の流入による排土費用または清掃費用

など

〈工事用仮設備・工事用機械器具補償特約に関する固有事由〉

- 工事用仮設備・工事用機械器具に含まれるまたはその一部を構成する物の損害
- よごれ、掻き傷、擦り傷、塗料の剥がれなどの単なる外観の損傷で、補償対象物の機能に支障を来さない損害
- 電気的事故または機械的事故

など